

『広島都市学園大学子ども教育学部紀要』編集規定

(平成26年7月30日規定、平成27年4月8日改訂、令和3年5月19日改訂)

1. 本誌は『広島都市学園大学子ども教育学部紀要』と称し、毎年定期的(年2回:9月、3月)に発行する。
2. 本誌には、編集委員会からの依頼によるもののほかに、未刊行の総説、原著論文、資料及び報告、実践研究、実践報告を掲載する。ただし、掲載時にはこれらを区別しない。
総説:教育分野・領域の論文等を総括し、客観的意見を加えて論じたもの
原著論文:理論及び実験、臨床等に関する独創性があり、新しい知見や情報が含まれている学術的価値の高いもの
資料及び報告:特定分野あるいは特定のテーマの現状、問題を広い角度から記述したもの
実践研究:教育等の実践を通して、実際的な問題の究明や解決を目的とするもの
実践報告:教育等の実践の経過とその結果等をまとめたもの
3. 本誌の投稿者資格は、原則として本学教員とする。但し、共著者およびその他、編集委員会が認めたものについてはこの限りではない。
4. 投稿件数は原則として1人1編とするが、共同研究など連名で投稿する場合は2編まで許可する。
5. 編集委員会は、掲載予定の原稿について、内容の変更を求めることがある。
6. 本誌に掲載された論文等の著作権は本学部に帰属する。著者自身が著作物を利用する際には『広島都市学園大学 子ども教育学部研究紀要』からの転載であることを明記すること。
7. 投稿論文の内容については、十分に人権及び倫理上の配慮がなされていなければならない。
8. 投稿者は、広島都市学園大学及び広島都市学園大学が委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として承諾するものとする。

『広島都市学園大学子ども教育学部紀要』投稿要綱

(平成26年7月30日規定、平成27年4月8日改訂、平成30年7月23日改訂、令和元年6月11日改定、令和3年5月19日、令和5年5月12日改訂)

1. 原稿は、原則としてMicrosoft Wordで作成するものとし、A4判横書きで、40字×36行×12頁までとする。
余白は 上下左右とも20mmとし、文字サイズは10.5ポイントとする。
2. 題目は、和文原稿の場合は、和文題目と英文題目を併記する。英文原稿の場合には英文題目のみを記載する。
3. 著者名は、和文原稿の場合は、和文著者名と英文著者名を併記する。英文原稿の場合には英文著者名のみを記載する。英文著者名は、名姓の順とし、それぞれ先頭の文字のみを大文字にする。
4. 著者所属は、和文原稿の場合は、和文著者所属と英文著者所属を併記する。英文原稿の場合には英文著者所属のみを記載する。
5. 和文原稿の場合は250語以内の英文要旨及びその和文訳を、英文原稿の場合は400字以内の和文要旨及びその英文訳をつける。但し、和文原稿の場合は400字以内の和文要旨、英文原稿の場合は、250語程度の英文要旨に代えることができる。
6. 論文の内容を表すキーワードを英文及び和文で5語記載する。
7. 投稿の際は、①原稿データ(Microsoft Word版及びPDF版)②投稿申し込みデータ、を電子メールで提出する。
電子メールを使用しない場合は、下記に郵送する。
原稿送付先メールアドレス: education-bulletin@hcu.ac.jp
(郵送先: ①原稿1部、②原稿を保存した電子媒体(USB、CD-R/RW等)、③投稿申込用紙を提出する。
8. 原稿は1～7までの要綱に従い、第1号は6月15日、第2号は12月15日までに下記宛に提出すること。投稿希望者はその1ヶ月前までに編集委員会に投稿を申し出しておくこと。
〒734-0014
広島県広島市南区宇品西5-13-18
広島都市学園大学 子ども教育学部紀要編集委員会事務局 宛
9. その他
(1)原稿および電子媒体は、返却しない。
(2)著者による校正は1回とする。
(3)原稿の「抜き刷り」を希望する場合は、投稿申込用紙の「抜き刷り」の欄に希望部数を記入すること。印刷代金は前納とし、入金確認後、送付先住所へと発送する。送料は、注文者が実費を負担するものとする。